

平成26年度太陽光発電促進付加金の適用に関する申請について

平成26年2月26日
北陸電力株式会社

当社は、「太陽光発電の余剰電力買取制度」にもとづき、平成26年度の太陽光発電促進付加金単価を算定し、本日（2月26日）、経済産業大臣に対し太陽光発電促進付加金の適用に関する申請を行いましたのでお知らせいたします。

太陽光発電促進付加金は、電気のご使用量に応じて全てのお客さまにご負担いただくものです。

平成26年度の太陽光発電促進付加金単価については、経済産業省告示にもとづき、4月分は平成25年度単価を据え置き、平成26年5月分から平成26年9月分は平成24年7月の買取費用等により算定しております。

なお、太陽光発電促進付加金のご負担は平成26年9月分で終了いたします。

適用期間	太陽光発電促進付加金単価 (従量制の場合・消費税等相当額込み)
平成26年4月分 ¹	1銭/kWh
平成26年5月分から平成26年9月分 ²	4銭/kWh

上記の単価は高圧・特別高圧供給のお客さまにも適用させていただきます。

1 低圧供給の場合は、平成26年3月の検針日～平成26年4月の検針日の前日までのご使用分
高圧・特別高圧供給の場合は、平成26年4月1日～平成26年4月30日までのご使用分

2 低圧供給の場合は、平成26年4月の検針日～平成26年9月の検針日の前日までのご使用分
高圧・特別高圧供給の場合は、平成26年5月1日～平成26年9月30日までのご使用分

また、託送供給約款についても、本日、経済産業大臣に対し、平成26年度の太陽光発電促進付加金の適用に関する申請を行っております。

(参考) お客さまのご負担

従量電灯のモデル(300kWhご使用)の場合、太陽光発電促進付加金のご負担は1か月あたり下記のとおりとなります。

(消費税等相当額込み)

適用期間	太陽光発電促進付加金
平成26年4月分 ¹	3円
平成26年5月分から平成26年9月分 ²	12円

1 平成26年3月の検針日～平成26年4月の検針日の前日までのご使用分

2 平成26年4月の検針日～平成26年9月の検針日の前日までのご使用分

電気料金算定方法(従量制の場合)



平成26年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、経済産業大臣により決定され次第、あらためてお知らせいたします。

以上